



技能実習制度運用要領の 改正ポイント

外国人技能実習機構

令和7年6月1日付け改正

～はじめに～

技能実習制度運用要領が令和7年6月1日に改正されたので、主な改正のポイントをまとめました。

【通し番号】は「「技能実習制度運用要領」の一部改正について」に記載されている通し番号であり、当機構のホームページに掲載しております（<https://www.otit.go.jp/system/outline/>）。改正内容の詳細は技能実習制度運用要領をご確認ください。

1. 技能実習計画関係（第4章関係）

- 繼続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができると認める体制の要件のうち、常勤職員について、ほかの要件と平仄を合わせるよう修正しました。 【通し番号20】
- 技能実習生の宿泊施設の避難階段の要件について詳細に記載しました。 【通し番号21】

2. 様式の変更

- 以下の参考様式について、技能実習生の宿泊施設の避難階段の要件について詳細に記載したこと
に伴い、表記を変更しました。 【通し番号22】
 - ・「技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書」（参考様式第1-16号）

3. その他

- 令和7年6月1日に施行した刑法等の一部を改正する法律により、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたので、表記を変更しました。 【通し番号 1～19】